笠岡市議会タブレット会議等システムの使用に関する基準

（趣旨）

第１条　この基準は，笠岡市議会（以下「市議会」という。）の会議における会議用システム及び会議用システム端末機の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この基準において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 会議用システム　情報通信技術を用いた議会情報データベース及び会議用アプリケーションソフトウェアとサーバを一体化させたシステムのことをいう。

(2) 会議用システム端末機　会議用システムを使用するために貸与するタブレット型端末機（以下「端末機」という。）をいう。

(3) アカウント　ネットワーク，会議用システムにログインするための権利をいう。

(4) サーバ　主として端末機の操作によって生じる各種サービスを処理するコンピュータをいう。

(5) 会議　市議会における以下の会議をいう。

ア　本会議

イ　予算決算委員会を除く常任委員会及び協議会

ウ　予算決算委員会及び理事会

エ　特別委員会

オ　議会運営委員会

カ　全員協議会

キ　広報公聴委員会

ク　その他の会議

（端末機の使用者）

第３条　端末機を使用することができる者は，市議会議員及び市職員で議長が会議用システムの使用を許可した者(以下「議員等」という。)とする。

２　会議用システムを使用するに当たり，アカウントの付与は，議長が行うものとする。

３　議長は，前項の規定にかかわらず，市長と協議の上，市長が市職員にアカウントを付与することができるものとする。

（適正管理）

第４条　システム等を使用する者は，笠岡市議会情報セキュリティ基本方針及び笠岡市議会情報セキュリティ対策基準により，パスワードを適正に管理するものとする。

（端末機の取扱い）

第５条　議員等は，端末機を他人に貸与し，又は譲渡してはならない。

2　議員等は，端末機の使用権限がなくなったときは，速やかに，議長に返却するものとする。
3　議員等は，貸与された端末機を善良な管理者として適切に管理するものとする。
4　議員等は，端末機を紛失し，又は破損したときは，速やかに，議長に報告するものとする。
5　端末機の破損，故障又は紛失により有償の措置が必要となった場合は，当該使用者の負担によりその費用を弁償するものとする。ただし，使用者の責めに帰することができない事由によることが明らかなときは，この限りでない。

（市職員が使用する端末機）

第６条　第３条の規程により，アカウントを持つ市職員は，会議用システムを使用することができる。この場合において，市長から貸与される端末機の取扱い等については，市長の定めるところによる。

（端末機の使用制限）

第７条　議員等は，端末機を会議に持ち込んで使用するときは，当該会議の目的外で使用してはならない。

（端末機の使用範囲）

第８条　端末機（第６条の規定により，市長から貸与される端末機を除く。）の使用範囲は，次に定めるところによる。

(1) 会議における使用

(2) 情報伝達における使用

ア 議員等相互間での情報及び各種通知並びに連絡文書等の送受信

(ｱ) 市議会事務局からの開催通知等

(ｲ) 執行機関等からの情報提供等

(ｳ) 議会専用のスケジュール，掲示等

(ｴ) 災害等の緊急時の連絡

イ　会議に関する各種資料の閲覧等

(ｱ) 議案及び議案に関する資料

(ｲ) 会議中又は会議の前後に要求された資料

(ｳ) その他会議に必要な資料

(3) 情報収集における使用

ア　市ホームページからの情報閲覧

(ｱ) 本会議及び委員会の会議録の閲覧

(ｲ) 本市の各種計画等の閲覧

(ｳ) その他会議に必要な情報の閲覧

イ　検索サイトからの情報閲覧

(ｱ) 他自治体等の先進事例の閲覧

(ｲ) その他会議及び議員活動に必要な情報の閲覧

(4) 情報共有における使用

ア　市民への説明，報告等
イ　その他議員活動
（禁止事項）
第９条　端末機の使用に当たって，次に掲げる事項は，これを禁止する。ただし，議長または市長が特に認めたときは，この限りでない。
(1) 個人情報，その他市議会及び市において公開されていない情報を開示すること。
(2) 会議を録音し，若しくは録画し，又は会議の情報を会議室外に発信すること。
(3) ソーシャルネットワーキングサービス，掲示板等へ投稿すること。
(4) 端末機を他のネットワーク及び機器に接続すること。
(5) 端末機の改造及び交換並びに会議システムに不要なソフトウェアの導入又は削除すること。
(6) 電子メール等の通信機能を公務（公務に準ずる場合を含む。）及び議員間の連絡以外に使用すること。
(7) 第三者の迷惑になる行為を行うこと。
(8) 前各号に定めるもののほか議長が必要と認める事項
２　議長又は会議の長は，議員等が前項の規定に違反したときは，注意喚起を行うものとする。この場合において，議長又は会議の長は，議員等が再度の注意によっても違反が是正されないときは，端末機の使用を停止させることができる。
（遵守事項）
第１０条　使用者は，次に掲げる事項について遵守するものとする。
(1) 情報の受信及び発信は，責任を持って行うこと。
(2) データの正確性を保持し，データ等の紛失，き損等の防止に努めること。
(3) 個人情報の漏えいがあったときは，速やかに実情を把握し，議長または市長に報告するとともに必要な措置を講じること。
(4) 議員は，笠岡市議会情報セキュリティ基本方針及び笠岡市議会情報セキュリティ対策基準により，市職員は笠岡市情報セキュリティ基本方針及び笠岡市情報セキュリティ対策基準により，個人情報等については必要な措置を講じること。
（セキュリティ対策）
第１１条　議員等は，市の情報及びシステムの保全措置に関し，積極的に協力し，誠実に対処しなければならない。
（議会運営委員会等での協議）
第１２条　システム等の使用等に問題又は疑義が生じたときは，笠岡市議会委員会条例（平成２７年笠岡市条例第１１号）第４条の２及び第５条に規定する議会運営委員会又は議長が別に設置する会議等において協議するものとする。

（他の情報機器の使用）

第１３条　議会の会議において，会議の出席者が，事情によりパーソナルコンピュータなどの情報機器を使用するときは，あらかじめ議長の許可を得たうえで使用するものとし，使用に関しては，セキュリティ対策がきちんと行われているものでなければならない。

（補則）

第１４条　この基準に定めるもののほか，システム等の運用に関し必要な事項は，議長が別に定める。

附　則

この基準は，平成３０年１１月１日から運用する。

附　則

令和８年３月９日　一部改正